# 第3次 ながおか 男女共同参画 基 本 計 画

【概要版】





## 「男女共同参画社会」ってなに?

男性も女性も平等で、自分の思いや持てる力を十分に発揮できる社会のことです。

## こんな社会をめざしています。

### 職場では

ライフステージに応 じた多様な働き方が 選択でき、仕事と 庭・地域活動の両立 が可能な働きやすい 職場環境をみんなで つくります。

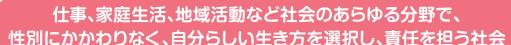
#### 家庭では

家族全員が協力して 家事、子育て、介護 の負担や喜びを分か ち合い、家族のパート ナーシップをさらに強 めます。

## 地域では

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、 地域のコミュニティづ くりや防災活動に主 体的に参画します。







長岡市では、こうした社会をつくるための基本となる 【男女共同参画社会基本条例】 を平成22年12月に定め、市民や事業者、市のそれぞれの立場で果たすべき役割や取組の方向を明らかにしました。

#### (市民)

社会のあらゆる分野に主体的、積極的に参画しましょう。市が実施する施策に協力しましょう。

#### 事業者

事業活動を行うにあたり、男女共同参画を推進する職場環境を整備しましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

#### 市

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施していきます。 実施にあたっては、市民及び事業者と協働して取組み、国及び県等との連携により推進します。

条例に基づいて男女共同参画審議会と苦情処理制度が始まりました。

#### (長岡市男女共同参画審議会)

男女共同参画を進めるための計画や大事な事項を検討する市長の諮問機関です。男女共同参画に関する苦情は、この審議会で調査・審議し、対応策を市に求めます。

#### **(苦情処理制度**)

男女共同参画のまちづくりの観点から、市の施策に苦情を申し出ることができます。苦情は、男女共同参画審議会で調査・審議され、市は改善に努めます。



※「参画」とは、事業・政策などの計画に加わることです。



## 「第3次ながおか男女共同参画基本計画」って、 どんな計画?

条例に基づいて、家庭・地域・学校・職場など、社会のあらゆる分野 における施策や、市民と事業者との協働の取組を総合的に進めていくた めの計画です。

長岡市の男女共同参画をめざしたまちづくりの「設計図」にあたるものです。

#### ■基本目標

基本目標1	男女平等の実現に向けた社会環境を整備する
基本目標2	あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する
基本目標3	配偶者などからの暴力を根絶する
基本目標4	男女共同参画の推進体制を充実する

#### ■計画の期間

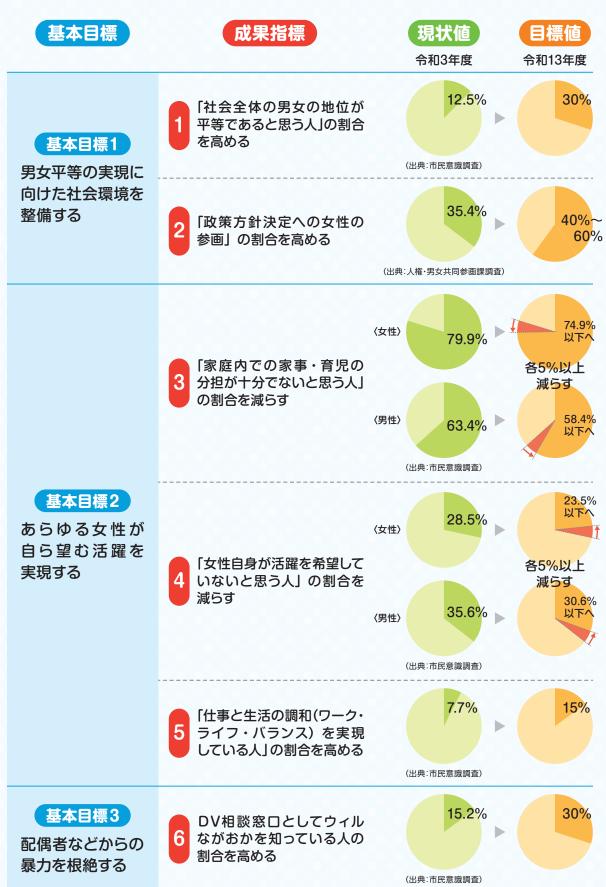
令和4年4月から令和14年3月までの10年間とします。なお、計画の推進状況 や社会経済情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

### ■計画の位置づけ

この計画は、条例第10条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。国や新潟県の計画を踏まえ、本市の特性を十分に考慮して策定しました。

また、本市の総合計画である「長岡市総合計画」の部門計画であり、「長岡市 人権教育・啓発推進計画」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進し ます。

#### ■指 標



## ■体 系

	基本目標	推進方向	主要施策
めざすまちづくり。男女平等と共同参画をめざしたまちづくり	基本目標1 男女平等の実現に 向けた社会環境を 整備する	<ul> <li>1男女平等の意識啓発</li> <li>2男女平等教育の推進</li> <li>3政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進</li> <li>4男女の生涯を通じた健康支援</li> <li>3貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>	1 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 2 学校などにおける男女平等教育の推進 3 審議会などへの女性の参画推進 4 企業・団体などにおける女性の参画推進 5 農林水産業の分野における女性の参画推進 6 防災活動への女性の参画推進 7 男女の生涯を通じた健康支援 8 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
	基本目標2 あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する	<ul><li>・働く場における男女 共同参画の推進</li><li>・プ家庭における男女共 同参画の推進</li><li>③地域における男女共 同参画の推進</li><li>③多様な生き方への支援</li></ul>	<ul> <li>9 多様な活躍につながる機会の提供と情報の発信</li> <li>10 ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場環境づくり</li> <li>11 地域・社会活動における男女共同参画推進</li> <li>12 子育て支援体制の整備・充実</li> <li>13 介護支援体制の整備・充実</li> </ul>
	基本目標3 配偶者などからの 暴力を根絶する 【配偶者などからの 暴力防止及び被害者 支援基本計画】	⑪配偶者などからの暴力の防止と被害者支援	14あらゆる暴力の根絶に向けた意識 啓発15相談・保護体制の充実16自立のための支援の充実17関係機関や民間支援団体との連携 強化
	基本目標 4 男女共同参画の推 進体制を充実する	●市民協働の確立	18 庁内推進体制の充実         19 市民との連携・協働         20 国・県などとの連携・協働

【女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策についての計画】に関する事業 この計画は、法律に基づく次の2つの計画と一体的に策定しています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」

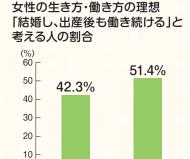
女性活躍推進法は、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するために施行された法律で、地方公共団体に女性活躍推進計画の策定を求めています。

長時間労働をはじめとするこれまでの労働慣行を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及や働き方改革を推進することで、子育てや介護と仕事の両立、女性の就業などを支援します。

#### 主な取り組み

企業の働きやす い職場環境づく りへの取り組み に対する支援 女性の就業支援

子育て・介護支援体制の整備・ 充実 仕事と家庭の両 立等働き方につ いての相談窓口 の充実



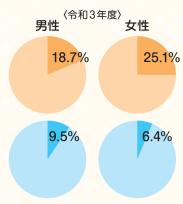
(出典:市民意識調査)

令和3年度

平成27年度

「仕事」「家庭生活」 「地域・個人の生活」を ともに充実したい人 の割合

実際に充実している 人の割合



(出典:市民意識調査)

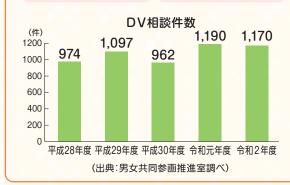
## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」

主な取り組み

#### DV防止の意識 啓発や相談窓口 の周知

配偶者暴力相談 支援センターの 運営

被害者の自立の ための支援の充 実 関係機関と連携 した相談・支援



配偶者・恋人から暴力を受けた経験 身体的暴力 8.2% 精神的暴力 14.3% 経済的暴力 4.5% 3.9% 性的暴力 社会的暴力 4.4% 子どもに対する暴力 4.3% 5 15 20 (%) (出典:市民意識調査)

## 男女平等推進センター(ウィルながおか)

条例で男女共同参画の推進施策を実施するための拠点として位置づけています。

#### 談 相

夫婦・家族間の人間関係な どの悩みについての相談を 受け、解決の方法を一緒に 考えます。

> 相談専用電話番号 (0258) 39-9357 ※予約優先です。

月~金曜日/10:00~16:30 土曜日/9:00~15:30



### 学習研修

女性の自立や社会参加を促 進し、エンパワーメントのた

めの各種講座を開催します。

## ウィルながおか

こんなことをしています

## 情報収集提供

男女共同参画についての情 報や図書・資料を収集、整 理し、わかりやすい形で提 供します。

*liliji* 



## 活動·交流支援

グループ・団体の活動をサ ポートし、交流の場を提供 します。また、ネットワー クづくりを支援します。



#### 調査·研究

男女共同参画に関するさま ざまな課題について、調査・ 研究・分析を行い、その結 果を市民活動や関連行政施 策につなげます。



※ウィル(will)とは、英語で「意思・決意」という意味で、「男女共同参画社会の実現に向けて、 強い意思を持った活動拠点となるように」との願いがこめられています。

## 第3次ながおか男女共同参画基本計画(概要版)

長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課 (令和4年4月~地方創生推進部)

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-2-6 FAX 0258-39-2747 電話 0258-39-2746 Eメール will@city.nagaoka.lg.jp

ホームページ http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/danjyo/